

施設の休止等の要請に全面的に協力頂ける 事業者に協力金を支給します

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対象施設の休止等に関する県の要請に全面的に協力頂ける事業者に対して協力金を交付します。

対象事業者

県内に事業所を有する中小企業及び個人事業主であって、県の要請に応じ、緊急事態措置の期間中（少なくとも令和2年4月24日（金）から5月6日（水）までの全ての期間）において、対象施設の休業等にご協力いただける事業者

支給額

1事業者あたり10万円

申請手続き等

協力金に関する申請の受付は5月上旬から開始する予定です。
申請手続き、支給方法等は別途お知らせします。

相談窓口開設

緊急事態措置（施設の休止等の要請）の内容や協力金の支給手続きに関する問い合わせに対応するための相談窓口を設置します。

名称：新潟県緊急事態措置・協力金相談センター

開設日：令和2年4月21日（火）

開設時間：午前9時～午後7時（土日祝日含む）

電話番号：025-280-5222

対象施設

休業要請の対象となる施設は、以下のとおりです。

施設	要請内容	支給
(1) 特措法による要請を行う施設 【遊興施設等、文教施設、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設(集会場等)】	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 ＝休業要請	○
(2) 特措法による要請を行う施設(床面積が1,000㎡を超える下記の施設) 【大学・学習塾等、集会・展示施設(博物館等)、商業施設】		○
(3) 特措法によらない協力要請を行う施設(床面積が1,000㎡以下の下記の施設) 【大学・学習塾等、集会・展示施設(博物館等)、商業施設】	同1,000㎡超の施設に対する休業要請の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼	○
(4) 基本的に休止を要請しない施設	① 営業時間短縮の協力要請 【飲食店、料理店、喫茶店等】	○
	② 適切な感染防止対策等の協力要請 等	×